

入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日:令和2年12月7日)

開催日及び場所		令和2年9月30日(水曜日) 九州森林管理局4階 第2会議室		
委員		鹿瀬島 正剛(弁護士) 諏佐 マリ(熊本大学法学部准教授) 村中 剛士(公認会計士)		
審議対象期間		令和2年4月1日～令和2年6月30日		
審議対象案件		306件 うち、1者応札案件 119件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
抽出案件		10件 うち、1者応札案件 3件 (抽出率 3%) (抽出率 3%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率 %)		
抽出案件内訳	工事	一般競争		3件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		指名競争	公募型指名競争	件
			工事希望型競争	件
			その他の指名競争	件
		随意契約		件
	業務	一般競争		2件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		指名競争	公募型競争	件
			簡易公募型競争	件
			その他の指名競争	件
		随意契約	公募型プロポーザル	件
			簡易公募型プロポーザル	件
			標準型プロポーザル	件
			その他の随意契約	件
	物品・役務等	一般競争		1件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		指名競争		件
		随意契約(企画競争・公募)		1件
		随意契約(その他)		3件
	(特記事項) 特になし			

	質問	回答
各委員からの意見・質問に対する回答等	<p>○抽出事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・No.1について、当初は参加者が2者で1者が入札書不着で結果として1者になったという説明だが、2者から札が入る予定なのに入っていない場合、発注者側からまだ届いていないとの連絡はしないのか。 ・これは相手が忘れていただけなのか、それとも辞退の手続きが面倒でこのようにした可能性があるのか。その区別はできるのか。 ・こういった場合は通常辞退と表示されるのではないか。今回は不着と書かれているが辞退とは異なるということか。 ・辞退という表示になるのはどういう場合か。 ・紙での受付もあるようだが、2者とも電子入札で行っているのか。 ・辞退届は紙で提出してもらうのか。電子システム上でもできるのか。 ・No.4は参加資格がA、B、C等級まで広げられているが、754万円の予定価格の業務の対象はA等級となるのか。そもそもC等級やB等級が対象であったものの上限を広げたのか。 ・No.10の企画競争というのは随意契約の中に含まれるのか。一般競争とは異なるのか。 ・どちらが良いというのは誰が決めるのか。 ・この業務をしている事業者は少ないのか。仕事というよりも学術調査に近いように感じる。学者の方がやっているようなものなのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子入札では、3日間「札」を入れる期間を設けている。入札書が届いていないからといってこちらから連絡はしない。相手待ちである。 ・事業者に聞いたところ、入札当日は県の工事も幾つかあり、国有林の入札と重なっていたことから完全に失念していたという話であった。本工事を実行する意思はあって、事前に提案書や資料等の提出はなされていた。 ・電子入札システム上、今回のような場合は自動的に不着という表示になる。 ・辞退届が提出されれば「辞退」という表示になる。 ・2者とも電子入札である。 ・電子入札システム上は辞退という選択ボタンがあり、辞退する場合にはそれを選んでもらう。 ・コンサルタント業務はA等級が1000万円以上、B等級が300万円以上1000万円未満、C等級が300万円未満という設定がある。今回は金額に基づくB等級であるが、範囲を上下に広げ、結果的にA等級の事業者が落札したということとなる。 ・委託費の目安(予算総額)を事前に示し、この金額の範囲内でどういう調査ができるかを提案してもらうという形をとっている。内容についてプレゼンをしてもらうような形である。 ・資格審査会を設け、専門員を置き、企画書を審査する。あらかじめ示している採点表の項目に基づき、事業者がどこに力を入れているのかなども記載してもらって、審査を行う。 ・平成5年に世界遺産になり、平成8年から20年以上同じ場所を定点観測するなど地道な調査が行われている。元々総合評価落札方式で行っていたが、数年前から価格競争が始まり、求める調査結果がなかなか出てこなくなったことから求める調査に見合った事業者を選ぶこととし、平成30年から企画競争となった経緯がある。モニタリング調査を受ける事業者は協力をすぐ依頼できる大学の専門の先生を確保している。提案書にそういったことを記載する箇所もあり、点数にも反映される。専門的な知見をもっていることが前提になっているので実施できる事業者も限られる。

<ul style="list-style-type: none"> •No.7の単価契約については、8万5千円が8万円、最終的には7万7千円で契約となっているが、相手が最初に示した金額が高すぎたのか、それとも積算に問題があったのか。 •チップはどうするのか。 •5月に処理をしなければならぬのであれば、もっと早い時期に発注が出来ないのか。 •事業の性質として短期間で制約もあり、事業者も限られてくるのか。 •千葉の台風でもマツクイムシの影響もあり、木が倒れており、被害が大きかったようだ。国は予算をつけ先にやるべき。市街地のわきにある林が風を防げなかったら被害も大きくなる。 •九州で空中散布の事例が多いというのは九州の被害が大きいということか。 •地元住民の反対があるところでは空中散布の実施が難しくなるのか。 •そういった特殊性がある業務は今後も競争入札にかけられるべきなのか、それとも随意契約とするべきなのか。随意契約とすることで事業者も計画を立てやすくなるのではないか。本件のような理由であれば随意契約で行っても第三者に説明がつくように思う。 	<ul style="list-style-type: none"> •積算上問題はない。処理した被害木1㎡当たりの単価で積算が変わってくるとは考えにくいですが、本事業は短期間で行う必要があり、コロナ禍の影響の中、働く人も短期間で集めなければいけない。また通常の森林整備事業と違い、薬剤を扱うため専門的な資格が必要となる。作業は伐採、薬物散布、チップパーという機械を使っているチップ化と複数の工程もあり、これが入札価格に反映されていたのではないかと。 •林内に拡散し自然に戻す。試験結果も出ているが、チップ化することで枝先までいる線虫にも対処することが出来る。 •調査や予算が確定する時期というのは決まっている。春先の被害木駆除は調査で数量を確定してから公告を出す。事業期間も、マツノザイセンチュウを媒介するマツノマダラカミキリが羽化し活動を始めることから、ヘリコプターでの空中散布など薬剤防除の事業を行うため、それまでの間でしか行えず、この時期でないとは発注が出来ない。 •実態からすると限られてくると考えている。毎年実施しているが、福岡県ではここ10年来、かなり大きな被害があり、県自治体や関係団体は大騒ぎになった。最近はそれが減ってきており、被害がゼロになる可能性もあるので新規で事業を立ち上げるのは難しいように感じている。 •海岸線の保安機能の重要性などについて、自治体を中心となって関係地域住民の理解を求めてPRや説明会を行ったり、県や関係市町村と薬剤を散布したり、共同で協力して行うようにしている。ヘリコプターで空中散布を行っているのは全国で6箇所あるがその内5箇所は九州である。空中散布は地元住民からの同意も得られたうえで行っている。 •被害が大きいこともあるが、地元の人たちにマツ林の大事さや空中散布に対する理解を得られているということではないかと考えている。 •国有林では地域の同意や要請がないと実施できないこととなっている。福岡県内の一部で反対があり空中散布を止めたところもあるが、散布を止めてから2年でマツが枯れてしまったというようなこともある。 •随意契約で行うためには財務大臣への協議が必要であり、そこで承認されたものは今後随意契約で実施できるが、一度競争にしたものを一者応札だからとか、特殊だからということがどこまで通用するのか判断が難しい。
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]</p>	<p>特になし</p>